長崎市規則第112号

単純な労務に雇用される一般職の職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年10月29日

長崎市長　鈴木史朗

単純な労務に雇用される一般職の職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

単純な労務に雇用される一般職の職員の給与に関する規則（昭和３２年長崎市規則第３３号）の一部を次のように改正する。

別表第６第４号ア(ｱ)中「７１０円」を「９５０円」に、「1,０８０円」を「1,４４０円」に改め、同ア(ｲ)中「1,０８０円」を「1,４４０円」に改め、同号イ中「1,０８０円」を「1,４４０円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の単純な労務に雇用される一般職の職員の給与に関する規則の規定は、令和８年４月１日以後の勤務について適用し、同日前の勤務については、なお従前の例による。